

グループ CSR 基本指針

ダイヤモンドエレクトリックホールディングスグループ

目次

I. 安全・品質、開発、調達

1. 私たちは、お客様の声を大切にした製品を提供します。
2. 私たちは、製品に関する適切な情報を提供します。
3. 私たちは、製品の安全を確保します。
4. 私たちは、製品の品質を確保します。
5. 私たちは、社会の持続的発展に貢献する研究開発を展開します。
6. 私たちは、お仕入先様と公平・公正な取引を行います。

II. 人権・労働

1. 私たちは、差別を撤廃します。
2. 私たちは、人権を尊重します。
3. 私たちは、児童の労働を禁止します。
4. 私たちは、強制労働を禁止します。
5. 私たちは、適正な賃金を支払います。
6. 私たちは、法令に基づく労働時間を遵守します。
7. 私たちは、労使間で対話・協議します。
8. 私たちは、安全・健康な労働環境を構築します。
9. 私たちは、人財を育成します。

III. 環境

1. 私たちは、環境活動を推進します。
2. 私たちは、温室効果ガスの排出削減に努めます。
3. 私たちは、大気・水・土壌等の環境汚染防止に努めます。
4. 私たちは、省資源・廃棄物削減に努めます。
5. 私たちは、化学物質の管理を行います。

IV. 法令遵守

1. 私たちは、法令を遵守する仕組みを構築します。
2. 私たちは、競争法を遵守します。
3. 私たちは、腐敗防止に努めます。
4. 私たちは、機密情報を管理・保護します。
5. 私たちは、輸出入取引の管理を行います。
6. 私たちは、産業財産権を保護、尊重します。

V. 情報開示・対話

1. 私たちは、広報、IR活動を積極的に推進します。
2. 私たちは、ステークホルダーの意見等をCSR活動への反映に努めます。

VI. リスクマネジメント・危機管理

1. 私たちは、リスク管理の仕組みを構築します。
2. 私たちは、事業継続計画（BCP）を策定、訓練等を行い危機管理を行います。

VII. サステナビリティ

1. 私たちは、サステナビリティ活動の仕組みを構築します。
2. 私たちは、地域（コミュニティ）へ貢献します。
3. 私たちは、社会課題の解決へ貢献します。

VIII. サプライチェーン

1. 私たちは、サプライチェーンにおいてCSR活動を展開します。
2. 私たちは、お取引先様と協働してCSR活動を展開します。

当社グループは、お客様第一を標榜する「経営理念」のもと、コーポレートガバナンスの充実に取り組むことにより、品質・コスト・納期において、お客様の発展に寄与し、信頼を獲得することを通じて、株主様をはじめとするお仕入先様、地域社会、社員（以下、傍楽仲間達）等、すべてのステークホルダーとの良好な関係を構築することにあります。

これを実現するためにはコーポレートガバナンスの実効性の確保が不可欠との認識を共有しており、グループ各社が展開する事業や傍楽仲間達、組織等のあるべき姿を明示した当社グループの憲法及び指針書である「経営計画書」の考えのもと、本方針は、当社グループが事業活動において遵守すべき事項を例示したものです。

当社グループでは、本指針に則して明文化した規定類、制度として展開を行い、その遵守状況等については、コーポレートガバナンス推進体制で明示している三様監査、あるいは第三者認証機関による監査等を活用して、内部統制の強化を図っております。

I. 安全・品質、開発、調達

私たちは、安全・高品質な製品・サービス（以下、製品）を、安全な方法で生産・提供して、お客様の信頼・満足を獲得し続けていきます。

1. 私たちは、お客様の声を大切にした製品を提供します。
 - (1) 私たちは、お客様の声を大切にし、年齢・性別・障害の有無等にかかわらず、誰もが利用しやすい製品、あるいは、省エネ、省資源、環境保全等、地球に優しい製品を提供します。
 - (2) 私たちは、お客様の声を大切にして有効活用するための制度・仕組みを整備・運用します。
2. 私たちは、製品に関する適切な情報を提供します。
 - (1) 私たちは、社会が必要としている企業情報を適切に開示します。
 - (2) 私たちは、製品の内容や取扱い等について、法令遵守はもとよりお客様の視点に立ち必要な情報を適切に開示します。
 - (3) 私たちは、不具合情報の収集・伝達の体制を構築し適切に運用します。
3. 私たちは、製品の安全を確保します。
 - (1) 私たちは、製品を開発・生産・提供する各国・地域の法規制等で定める安全基準を満足した製品を生産・提供します。
 - (2) 私たちは、法令遵守はもとより、通常確保すべき安全性についても配慮します。
4. 私たちは、製品の品質を確保します。
 - (1) 私たちは、製品の品質を確保する全社的な仕組みを構築・運用します。
 - (2) 私たちは、品質マネジメントシステムとして、品質保証活動を推進するための組織体制・計画的行動・責任分担・プロセス等全般的な管理の仕組み（品質マネジメントシステム）を構築します。（例えば、ISO9000 シリーズ・TS16949）
 - (3) 私たちは、活動方針の作成・実行・達成・見直し・維持といった PDCA サイクルを回しながら、継続的に改善します。
5. 私たちは、社会の持続的発展に貢献する研究開発を展開します。
 - (1) 私たちは、地球環境への貢献等、社会の持続的発展に寄与するよう、長期的視点に立った研究開発を推進する体制を整備・運用します。
 - (2) 私たちは、お客様のご要望に応え、かつ各国・地域の法規制等で定める安全基準を満足したより良い製品を開発するよう努めます。

6. 私たちは、お仕入先様と公平・公正な取引を行います。

(1) 私たちは、部品・サービスの調達にあたり、グローバルなお仕入先様と公平かつ公正な取引を行います。

(2) 私たちは、品質、コスト、納期、リスク管理、技術力、環境等の多面的観点から、お仕入先様の評価・選定を行います。

(3) 私たちは、お仕入先様との信頼関係を構築した上で、法令や企業の社会的責任に則した健全な取引を通じて相互発展の関係を目指します。

II. 人権・労働

私たちは、ダイバーシティを重視した上でお互いの人権を尊重し続けます。

*ダイバーシティとは、「多様性」を意味し、「多様な人材を活かす戦略」を指します。「性別」「国籍」「年齢」「障害の有無」等、多様な属性や個人の価値観・発想を取り入れることで、生産性の向上や企業の成長、個人の幸せを同時に目指す考え方です。

*人権とは、ILO（国際労働機関）宣言で特定された労働における基本的な原則及び権利（結社の自由及び団体交渉権の承認、強制労働の廃止、児童労働の撤廃、雇用及び職業における差別の排除）を指します。

1. 私たちは、差別を撤廃します。

私たちは、あらゆる雇用の場面において、人種・民族や出身国籍・宗教・性別等を理由とした差別を行いません。

*あらゆる雇用の場面とは、応募、採用、昇進、賃金、解雇、業務付与、懲罰等を指します。

2. 私たちは、人権を尊重します。

私たちは、人権を尊重し、人種・民族や出身国籍・宗教・性別等を理由とした、職場におけるあらゆる形態のハラスメントを許しません。

*ハラスメントとは、例えばセクハラ（性的嫌がらせ）、パワハラ（暴言による嫌がらせや威圧的行為）、虐待、体罰といった非人道的な扱いを指します。

3. 私たちは、児童の労働を禁止します。

私たちは、各国・地域の法令による就労可能年齢に達しない児童の労働は認めません。

*就労可能年齢とは、一般論としてILO条約・勧告に定められた年齢を指します。（ILO条約第138号：原則15歳）。最低就労年齢に達していることを雇用時等に確認します。

4. 私たちは、強制労働を禁止します。

私たちは、全ての労働は自発的であり、自由に離職できることを確実に保証し、強制労働は行いません。身分証明書・パスポート等の取上げ、本人の意思に反した苦役等の不当な労働をさせません。

5. 私たちは、適正な賃金を支払います。

(1) 私たちは、最低賃金、超過勤務、賃金控除、出来高賃金、その他給付等に関する各国・地域の法令を遵守します。

*最低賃金とは、所在国での賃金関連法令に定められた水準を指します。

(2) 私たちは、不当な減額を行うことなく、賃金を支払います。

*不当な減額とは、各国・各地域の労働関係法令等に違反する場合を指します。

6. 私たちは、法令に基づく労働時間を遵守します。

私たちは、労働時間（超過勤務を含む）の決定、及び休日・年次有給休暇の付与その他について、各国・地域の法令を遵守します。

7. 私たちは、労使間で対話・協議します。

(1) 私たちは、労使間で誠実でオープンな対話・協議を行います。また、自由に結社する権利または結社しない権利を、各国・地域の法令に基づいて認めます。

(2) 私たちは、健全な労使関係を構築して労使双方が信頼感を醸成するよう、事業環境や経営状況・課題等、適切な情報を共有するとともに、労働条件（労働時間、賃金水準等）や労働環境に関して対話し協議します。

8. 私たちは、安全・健康な労働環境を構築します。

(1) 私たちは、職務上の安全・健康の確保を最優先とし、事故・災害の未然防止に努めます。

(2) 私たちは、活動方針の作成・実行・達成・見直し・維持といったPDCAサイクルを回しながら、継続的に改善します。

(3) 私たちは、自社で使用する機械装置類に適切な安全対策を講じます。

(4) 私たちは、労働災害・疾病の発生状況を把握して、適切な対策を講じます（原因排除に向けた対策、職場復帰の促進・支援等）

(5) 私たちは、職場及び福利厚生施設の安全衛生を適切に確保するため環境整備を推進します。

9. 私たちは、人財を育成します。

(1) 私たちは、CDP（Career Development Program）による人財育成を通じて、キャリア形成と能力開発を支援します。

(2) 私たちは、「ものづくり」の現場を支えてきた技術・技能等を継承するとともに、競争激化の中、あらゆる状況変化に対応するため、主体的に考え、行動する人財の育成を支援します。

Ⅲ. 環境

私たちは、環境との調和ある成長のため、地球環境に配慮した活動を継続していきます。

1. 私たちは、環境活動を推進します。

(1) 私たちは、幅広い環境活動を推進するため、各国・地域の法令を遵守するとともに、全社的な管理の仕組みを構築して、継続的に運用・改善します。

(2) 私たちは、環境マネジメントシステム（EMS）として、環境活動を推進するための組織体制・計画的行動・責任分担・プロセス等、全般的な管理の仕組みを構築します。

*EMS：Environmental Management System（代表的な環境マネジメントシステムとして、ISO14001が挙げられる）

(3) 私たちは、環境方針の作成・実行・達成・見直し・維持といったPDCAサイクルを回しながら継続的に改善します。

2. 私たちは、温室効果ガスの排出削減に努めます。

(1) 私たちは、地球温暖化防止に貢献するため、事業活動での温室効果ガスの排出管理を行い、格言活動を推進します。同時にエネルギーの有効活用に取り組みます。

(2) 私たちは、環境諸規制に定められた二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、HFC（ハイドロフルオロカーボン）、PFC（パーフルオロカーボン）等の排出削減に取り組みます。

3. 私たちは、大気・水・土壌等の環境汚染防止に努めます。

(1) 私たちは、大気、水、土壌等の汚染防止に関する各国・地域の法令を遵守するとともに、継続的な監視と汚染物の削減を行い、環境汚染を防止します。

(2) 私たちは、汚染原因となり得る物質等についても継続的な監視と削減に取り組みます。

4. 私たちは、省資源・廃棄物削減に努めます。

- (1) 私たちは、廃棄物の適正処理・リサイクル等に関する各国・地域の法令を遵守するとともに、資源の有効活用を通じて廃棄物最終処分量の削減に取り組めます。
 - (2) 公害の発生を予防することはもとより、排水・汚泥・排気等の監視・制御・処置方法の改善やリサイクル等により、流出量の削減、埋め立て・焼却が必要な最終廃棄物の削減に取り組めます。
5. 私たちは、化学物質の管理を行います。
- (1) 私たちは、環境汚染の可能性のある化学物質の安全な管理を行います。製造工程においても禁止された化学物質は使用せず、各国・地域の法令で指定された化学物質に関しては、法令に基づき排出量の把握・行政への報告を行います。
 - (2) 私たちは、各国・地域の法令で禁止された化学物質を製品に含有しないことに加えて、表示義務の遵守や試験評価等を行います。

IV. 法令遵守

私たちは、各国・地域の法令を遵守するとともに、社会的良識をもった行動をとるよう努めます。

1. 私たちは、法令を遵守する仕組みを構築します。
 - (1) 私たちは健全で効果的なコーポレート・ガバナンス（企業統治）による、透明性の高い経営の実践と、各国の法令や社会規範を遵守し、公明正大に良識ある企業活動を展開します。
 - (2) 私たちは、法令遵守について経営トップによる方針表明、行動指針、明文化されたルールや制度、教育等、仕組みを構築、運用しています。
2. 私たちは、競争法を遵守します。

私たちは、各国・地域の競争法（日本では独禁法、下請法等）を遵守して、私的独占、不当な取引制限（カルテル、入札談合等）、不公正な取引方法、優越的地位の濫用等の行為を行いません。

*カルテルとは、同業他社との間で製品の価格・量・販売地域等について申し合わせを行うこと。また入札談合とは、他の入札者との間で落札者や落札価格の取り決めを行うことを指します。

*優越的地位の濫用とは、購入者や委託者という立場を利用して、お取引先様等との取引条件を一方向的に決定・変更したり、不合理な要求・義務を課すことを指します。
3. 私たちは、腐敗防止に努めます。
 - (1) 私たちは、政治献金・寄付等は各国・地域の法令に基づき実施し、政治・行政との健全かつ正常な関係づくりに努めます。不当な利益・優遇措置の取得・維持を目的に、ビジネスパートナーに対して、接待・贈答・金銭の授受・供与は行いません。
 - (2) 私たちは、ビジネスパートナーに見返りを求めず、また、社会的礼儀や通を越えた接待・贈答も行いません。
 - (3) 私たちは、国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約を遵守します。
 - (4) 私たちは、社会的秩序や健全な活動に悪影響を与える反社会的勢力に、不適切な利益を供与する行為や、非公開の重要情報をもとに株式等の売買を行うインサイダー取引等は行いません。
4. 私たちは、機密情報を管理・保護します。
 - (1) 私たちは、お客様・第三者等の個人情報及びお客様・第三者の機密情報は、正当な方法で入手するとともに、厳重に管理し、適切な範囲で利用し、保護します。
 - (2) 私たちは、全般的な管理の仕組みを構築・運営するとともに、遵守すべき規範や方針を作成し徹底します。
5. 私たちは、輸出入取引の管理を行います。

私たちは、各国・地域の法令等で規制される技術・物品等の輸出入に関して、適切な輸出入手続・管理を行います。

*各国・地域の法令等で規制される技術・物品とは、国際合意等に基づく法規等で輸出入に関する規制のある部品・製品・技術・設備・ソフトウェア等を指します。

6. 私たちは、産業財産権を保護、尊重します。

私たちは、自社が保有あるいは自社に帰属する産業財産権を保護するとともに、第三者の産業財産の不正入手・使用、権利侵害を行いません。

*産業財産権の侵害とは、特許権・実用新案権・意匠権・商標権・著作権等を不正に侵害することを指し、コンピューターソフトウェアその他の著作物の違法な複製や第三者の営業秘密を違法な方法で入手・利用することも含まれます。

V. 情報開示・対話

私たちは、ステークホルダー（利害関係者）に対して適正、的確な情報の開示と積極的な対話を行い CSR 活動を展開します。

1. 私たちは、広報、IR 活動を積極的に推進します。

私たちは、財務状況・業績、事業活動の内容等の情報をステークホルダーに対し、適宜・適切に開示するとともに、オープンで公正なコミュニケーションを通じてステークホルダーとの相互理解、信頼の維持・発展に努めます。

2. 私たちは、ステークホルダーからの意見等を CSR 活動に反映します。

私たちは、ステークホルダーからの意見・要望を広く収集して CSR 活動に反映し改善に努めます。

VI. リスクマネジメント・危機管理

私たちは、リスクの未然防止に努めるとともに、発生時に迅速・的確に対処します。

1. 私たちは、リスク管理の仕組みを構築します。

(1) 私たちは、企業の事業行動に関するリスクを分析し、全社的な管理の仕組みを構築・運用します。

(2) 私たちは、リスクの未然防止及び発生時の被害最小化のため、管理項目を設定して、体制整備や施策展開、周知徹底等を実施します。

2. 私たちは、事業継続計画（BCP）を策定、訓練等を行い危機管理を行います。

私たちは、災害・事故に対応した早期復旧のための事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を策定し、不測事態に備える訓練等を行います。

*BCP とは、災害や事故で被災しても、重要業務・事業が中断しないこと、また中断しても早期に再開するため、計画の策定、訓練・見直し等、必要な仕組みを構築し、事業継続を追及する計画のことを指します。

VII. サステナビリティ

私たちは、公器の企業として持続可能なより良い未来を築くため、サステナビリティ経営を追求し、社会への貢献活動を行います。

1. 私たちは、サステナビリティ活動の仕組みを構築します。

私たちは、企業活動のあらゆる面において、経営戦略と一体的にサステナビリティ活動を推進するた

めに、全社的な管理の仕組みを構築・運用します。

2. 私たちは、地域（コミュニティ）へ貢献します。

私たちは、事務所の所在する地域社会での CSR 活動等、より良い未来の社会づくりに向けて地域貢献活動を継続します。

3. 私たちは、社会課題の解決へ貢献します。

私たちは、地域社会等の抱える諸問題やニーズに関心を持ち、社会課題の解決に貢献します。

VIII. サプライチェーン

私たちは、CSR の重要性を正しく理解しサプライチェーンへの展開・確認を行います。

1. 私たちは、サプライチェーンにおいて CSR 活動を展開します。

(1) 私たちは、CSR 展開のための全社的な方針や体制、行動指針・教育等の仕組みを構築し、適宜・適切に運用します。

(2) 私たちは、CSR 活動を推進するための組織体制・責任分担・プロセス等、全般的な仕組みを構築して、活動方針の作成・実行・達成・見直し・維持といった PDCA サイクルを回しながら継続的に改善します。

2. 私たちは、お取引先様と協働して CSR 活動を展開します。

(1) 私たちは、サプライチェーンの実態把握や啓発に関する体制・責任等の仕組みを構築します。

(2) 私たちは、お取引先様の CSR 活動の実態の把握に努め、必要であれば協働して啓発・支援を行います。

(3) 私たちは、2次以降のお取引先様に対する CSR への展開状況の実態の把握に努め、必要な対応を行います。

<改定履歴>

- ・2018年10月1日制定
- ・2023年10月1日改定